

# 平成 29 年度市民福祉事業・福祉活動助成のご案内

## —— 福祉活動・ボランティア活動を支援します ——

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会では、平成 29 年度市民福祉事業・福祉活動助成の対象事業・活動を、次の要領で募集いたします。

この制度は、福祉に関する新しい事業や活動をめざす団体又はグループ(以下「団体」という)などを対象として助成を行い、市民の福祉の向上を図ることを目的としています。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会が行う事業の一つであり、昭和56年の制度発足以来、多くの団体に助成してまいりました。

### 募集要項

#### 1. 助成の目的

神戸市民の福祉の発展・向上に資する先駆的な事業・活動の実施や研究に対する助成を行い、もって福祉都市神戸の創造に寄与することを目的とする。

#### 2. 助成対象団体

次のすべての要件に該当する団体とします。

- ①事業・活動の拠点が神戸市内であること。
- ②神戸市民を対象に福祉事業・ボランティア活動を行う団体、または福祉に関する研究を行う団体であること。
- ③申請する活動の企画、実施から報告まで、責任をもって履行できる団体であること。  
また、申請する事業・活動は申請団体が実施し、他団体との共催ではないこと。
- ④政治又は宗教を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥原則として本助成を過去3年以内に受けたことのない団体であること。

#### 3. 助成対象事業・活動

神戸市内で実施される市民の福祉または地域社会の福祉が向上する先駆的な事業・活動でかつ次のすべての要件に該当するものであること。

- ①これまでの事業・活動の改善や拡張ではなく、先駆的、実験的であること。
- ②申請内容について計画性・具体性・実現性があること。
- ③助成の対象となる事業の成果が、助成を受ける者ではなく、広く市民一般に及ぶものであること。
- ④今年度限りの単発的なものではなく、今後も継続できる事業・活動であること。
- ⑤他の機関から助成を受けていない事業・活動であること。

#### 4. 読み聞かせ等の事業・活動、団体

上記助成のほか、児童文庫等の貸し出し、読み聞かせを行う団体への図書購入費の助成を行います。その場合、過去3年以内に本助成を受けていても助成の対象とします。

## 5. 事業の実施期間（助成対象となる事業の期間）

平成 29 年度中に行われる事業を対象とします。

## 6. 助成の内容及び対象経費

活動促進、調査・研究費などの事業・活動に不可欠な経費。

※ただし、団体構成員に関する経費、団体運営経費を除きます。

項目	内容
会場使用料	事業を実施するために使用する会場、施設等の使用料
通信運搬費	切手代、宅配便料金、器材運搬費等（交通費は含まれません）
機材等賃借料	音響設備、ビデオプロジェクター借用等、対象事業を実施する期間に必要な機材のレンタル料
物品購入費	消耗品等の購入費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、ポスター、アンケート用紙、事業紹介冊子印刷等
謝金・交通費	講師、外部協力者等への謝礼・交通費 <u>（注）団体構成員に対するものは対象外です。</u>
図書購入費	児童文庫等の貸し出し、読み聞かせ用の図書購入費
その他	上記以外で、当該事業実施に必要不可欠と認められる経費を具体的に記入してください。また、費用の算出根拠となる資料（見積書等）を添付し、ヒアリング時に経費の必要性を説明してください。 例）原稿執筆料、デザイン料など。

**■申請時には、助成を申請する全ての経費について（金額の根拠がわかる）見積書等の資料を添付してください。**

※申込は 1 団体につき 1 件とします。

※介護保険法または障害者総合支援法の指定事業所の運営にかかる経費は対象となりません。

※以下の経費は対象となりませんのでご注意ください。

①団体の運営上必要とされる恒常的な経費

（事務所の賃借料、光熱費、電話代・切手代等の管理費、従来から恒常的に発生している事務用機器取得・メンテナンス経費、備品購入経費、団体構成員の人件費・交通費等）

②飲食・湯茶代

③保険料（行事保険、ボランティア保険等）

④団体構成員に係る謝礼、交通費等

## 7. 助成額

(1)1件あたり原則として50万円を限度とします。

ただし、児童文庫の貸し出し、読み聞かせ用の図書購入費は5万円、福祉の調査・研究にかかる助成は10万円を限度とします。

なお、今年度中に活動を始めるために新たに立ち上がったグループや団体には今年度を含む最大3か年を限度に合計80万円までの助成する制度を設けています。(下記「8. 新規活動複数年助成」を参照)

(2)助成金額は、当協会予算の範囲内でそれぞれの申請内容に応じて選考したうえで決定します。また、物品購入費等は市場価格との比較で減額する場合があります。

## 8. 新規活動複数年助成

今年度中に新たに活動を始めるために立ち上がったグループ・団体や新規分野の事業に取り組むグループ・団体を対象に「新規活動複数年助成」の制度を設けています。

この助成は、今年度と翌年度が年間あたり30万円を限度、3年目は20万円を限度とした合計80万円までの助成です。

なお、この助成は、新たに立ち上がったグループ・団体を優先に、1年度あたり2団体までを対象とし、活動状況・実績を年度ごとに調査・審査しますので、助成期間や金額を保障するものではありません。

## 9. 必要書類

(1)申請書（指定様式）

(2)団体の会則

(3)役員及び会員名簿(役員名簿は指定様式、会員名簿は団体様式可)

(4)団体の予算・決算書（原則として直近2年間のもの）

(5)助成申請に関する見積書、パンフレット又はカタログ

(6)その他参考となる資料(申請団体が掲載された新聞記事、団体広報紙等)

※「新規活動複数年助成」を申請する場合は、3か年の活動方針・運営計画書・収支予算書が必要です。また、翌年度以降、毎年上記(1)～(6)をご提出いただくほか、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

## 10. 選考の基準

選考にあたっては次の事項を勘案します。

(1)事業内容が、市民の福祉向上に向けた新しい取組であるもの、または市民の新しい福祉のニーズに対応しうるものであること。

(2)助成を受けることにより、その効果が期待できるもの。

(3)先駆性あるいは実験的であると認められる事業で、市民の新しい福祉の要請に即応できる内容であると認められるものを優先して選考します。

(4)当協会から過去に助成を受けていない団体を優先して選考します。

## 11. 助成の決定

選考結果については8月中旬頃に申込者あてに郵送で通知をいたします。

## 12. 報告書の提出

助成金の使途や事業成果等について平成29年度末までに当協会へ所定書式にて報告をいただきます。(平成30年3月31日 消印有効)

※なお、報告の際には、対象経費の領収書(原本)の提出が必要となります。

## 13. その他

(1)助成金の使途が申請事業以外の場合、期限までに事業が完了しない場合、または期限までに報告書が提出されない場合は、助成金を返還していただくことがあります。

(2)助成決定された団体は当協会ホームページで公表する場合があります。

## 14. 申請手続

【受付期間】 平成29年4月3日(月)～5月31日(水) 9時～17時 (土日祝を除く)

受付最終日は混雑が予想されますので、できるだけ早めにお申し込みください。

【申請方法】 電話で来所時間をご予約のうえ、「9. 必要書類」をそろえて、当協会(北区しあわせの村)までご持参下さい。

ご持参の際に申請事業等に関する簡単な聞き取りを行いますので、郵送や FAX、Eメール等では受付できません。

【おねがい】 申請書類は提出前にコピーしてお手元に保管ください。

(助成の可否を問わず、提出された書類は返還いたしません)

申請書は市内各所で配布していますが、当協会ホームページからダウンロードもできます。

## 15. 個人情報の取扱い

申請書及び関係書類に記載された個人情報は、本人の同意を得ることなく本助成の目的以外には使用しません。

### お問い合わせ・申請先

〒651-1102

神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 しあわせの村内

(公財)こうべ市民福祉振興協会 福祉活動助成の係

TEL (078) 743-8017